

報道関係者 各位

令和2年12月11日

【照会先】

雇用環境・均等局 在宅労働課

課長 宮下 雅行

課長補佐 石田 勝士

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7875)

(直通電話) 03(3595)3273

リーフレットを作成し、HPに掲載しました。

HOW TO テレワークリーフレット

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることを踏まえ、先月27日に労使団体などに対し、改めて、テレワークや時差出勤の積極的な活用を含め職場における感染予防、健康管理の強化に関するご協力を依頼しているところですが、今般、テレワークや時差出勤の一層の活用を図る観点から、テレワークを実施するに当たっての留意事項や参考資料などをわかりやすくコンパクトにまとめたリーフレットを作成しHPに掲載いたしました。

本リーフレットは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している企業の方や労働者の方に是非、広くご活用いただきたいと考えています。

※ 本リーフレットでは、テレワークの効果、実施までの流れ、実施に向けての検討事項、セキュリティのチェック、ルールの確認（労務管理）、作業環境のチェック等のポイントや各種テレワーク実施に当たっての参考資料を整理しています。

4 作業環境のチェック

以下をふまえ、従業員が作業しやすい環境で作業するよう、労働者にアドバイスしましょう。

温度・湿度

適度な温度・湿度の部屋で作業しましょう

その他

適度な休憩・ストレッチなど



照明

明るいところで作業しましょう

窓

こまめに換気しましょう

机・椅子

作業中の姿勢に気を付けましょう

進めよう、テレワーク！